

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 1 1 月 2 9 日
- 2 損 害 賠 償 額 1 3 9 , 5 6 8 円
- 3 相 手 方 市内在住者
- 4 事 故 の 概 要 令和 6 年 1 0 月 1 7 日午後 1 時 3 0 分頃、酒匂川スポーツ広場において、スポーツ課職員が乗用草刈り機で作業中、石を跳ねて相手方車両のフロントガラスを破損させた。